

# 福生市教育委員会会議録

平成30年第3回定例会

- 1 開催年月日 平成30年3月23日（金）
- 2 開始時刻 午後1時00分
- 3 終了時刻 午後2時40分
- 4 場 所 第二棟4階 第1委員会室
- 5 出席委員 教 育 長 川 越 孝 洋  
委 員 渡 辺 浩 行  
委 員 加 藤 孝 子  
委 員 坂 本 和 良  
委 員 野 口 哲 也  
委 員 新 藤 美 知 子
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教 育 部 長 久 保 淳  
参事兼教育指導課長 井 尻 郁 夫  
教 育 総 務 課 長 中 島 雅 人  
教 育 支 援 課 長 野 崎 昌 利  
学 校 給 食 課 長 村 野 和 彦  
生 涯 学 習 推 進 課 長 岡 部 健 一  
ス ポ ー ツ 推 進 課 長 内 藤 毅 誠  
公 民 館 長 佐 藤 克 年  
図 書 館 長 森 田 雅 枝  
特別支援教育担当主幹 千 葉 か お り  
英語教育推進担当主幹 林 宣 之  
指 導 主 事 森 保 亮  
指 導 主 事 鈴 木 輝
- 8 傍聴人 0人

午後1時00分 開会

教 育 長 それでは、ただいまから平成30年第3回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

まず、日程についてお諮りいたします。日程第13、議案第21号、福生市教育委員会管理職員の人事異動について及び日程第22、報告第7号、福生市立学校教職員の人事異動についてにつきましては、人事案件のため福生市教育委員会会議規則第8条の規定に基づき、これを公開しない会議とし、日程第24、その他報告事項の後に審議及び報告を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第21号及び報告第7号は、公開しない会議とし、その他報告事項の後に審議及び報告することといたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、坂本和良委員、新藤美知子委員の両名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を各担当部長より申し上げます。

初めに、教育部長より報告いたします。

教 育 部 長 それでは、教育長報告を申し上げます。A3判の資料をご覧ください。学校教育を除く所管事務について申し上げます。

まず、市の全体的なことですが、2月27日から3月議会が始まりまして、2月27日から3月2日までが本会議でございました。今回、29の議案がございまして、条例制定が3議案、条例改正が16議案、規約改正等3件、平成29年度の補正予算が2議案、そして30年度の一般会計予算が1議案と特別会計が4議案となっております。一般質問は16名の議員からございまして、そのうち教育委員会への質問は10名の議員からございました。

3月6日からは予算審査特別委員会を行いまして、平成30年度一般会計予算について審査されております。教育部につきましては、3月9日に教育部の予算につきまして質疑が行われております。特別委員会におきまして予算案が賛成多数で可決しておりまして、最終日に議案として付される

こととなります。そして、27日が議会の最終日でございます。

また、22日には交通安全対策協議会がございました。

次に、教育総務課でございます。3月10日、教育委員会表彰式が会場を市民会館小ホールに移しまして開催されました。個人21名、団体11団体が表彰されております。教育委員の皆様のご出席ありがとうございました。

次に、学校給食課でございます。3月19日に3学期の中学校給食が終了、20日に小学校の給食が終了しております。また、2月21日には学校給食センター運営審議会が開催されまして、30年度予算などにつきまして御同意をいただいております。また、こちらは担当課主催でございませぬので、記載はございませぬが、2月26日と3月14日にPTA主催によりまして試食会が学校給食センターでございました。参加者は、両日合わせて125名でございました。

続きまして、生涯学習推進課でございます。3月20日にふっさっ子の広場機構会議を開催いたしまして、29年度の運営状況を説明し、御意見をいただいたところでございます。

次に、公民館でございます。下段、その他の講座の中に記載がありまして、小さいのですけれども、まず本館で平和パネル展「3.10東京大空襲」の展示期間にあわせまして、平和講演「私の少年時代の戦争体験談」を開催いたしまして、市内在住の鳥居由幸氏から子どもの目を通した生活風景などわかりやすくお話しいただきました。来場者は、27名とのことでございます。

また、前後いたしますが、2月25日に旧ヤマジュウ田村家住宅にて「福生の歴史を語り合う」が開催されまして、市内で郷土史を研究されている高崎勇作氏から宿橋どおりのにぎわい、また渡船場といった永田、長沢地区の昔についてお話をいただいております。こちら参加者は9名とのことでございました。

最後、図書館でございます。3月21日に、同じく旧ヤマジュウ田村家住宅にては新聞スタッフによるビブリオバトルを開催しております。こちらも古民家を活用しての事業ということで、あいにく季節外れの降雪と寒さとなっておりますが、参加者は21名ということで無事実施いたしました。

以上、私からの報告でございます。

次に、参事より報告をいたします。

私からは、学校教育に関する所管事務について大きく4点御報告申し上げ

教 育 長  
参事兼教育指導課長

げます。

1点目は、インフルエンザによる臨時休業措置、学級閉鎖でございます。2月の中旬までの措置につきましては、前回御報告させていただきましたが、ご覧のとおり、2月22日、23日をもって収束したという状況でございます。

2点目の御報告でございますけれども、第9回児童・生徒による音楽のまちづくりコンサートの報告でございます。平成30年3月10日土曜日、およそ参加者600名の参加をもちましてコンサートが開催されました。今年は、第二小学校のリコーダーアンサンブルの演奏の初参加がございました。例年同様、今年も大変感動的な発表になりまして、最後の福生市の歌の全員合唱はとても感動的でした。御参加いただきました教育委員の皆様、本当にありがとうございました。

続きまして、3点目は各学校の状況でございます。平成29年度の学校評価、そして平成30年度の教育課程については3月9日金曜日に全校が届け出を終了しておりますことを報告いたします。なお、学校評価につきましては、後ほど担当から御報告申し上げます。

続きまして、4点目、その他の報告でございます。3点でございます。初めは、平成29年度卒業式でございますが、中学校が3月20日火曜日に挙行されました。卒業生は398名でございます。また、本日午前中、小学校において挙行されました。総勢、卒業生は396名でございます。いずれも厳粛かつ感動的な卒業式であったとの報告を受けております。ありがとうございました。

続きまして、平成30年度福生市立学校教職員辞令伝達式等でございます。別添の御案内をつけさせていただいております。内容につきましては、案でございますので、また一部変わるところがあるかもしれませんけれども、平成30年4月2日月曜日、市役所第二棟4階委員会室で行いたいと思います。昨年4月と同様ですけれども、2部に分かれておりまして、1部が福生市立学校新規採用教員と転任教職員、4級職昇任及び担当主幹教諭、必置主任に対する辞令伝達を行います。午前10時30分までに御参集いただければ幸いに存じます。なお、校長会の代表、そして各辞令を受けた者の代表につきましては案として載せさせていただいております。変わる可能性がございますので、よろしく願いいたします。

また、午後1時40分になりますが、第2部といたしまして福生市立学校校長、副校長辞令伝達式をこの委員会室にて開催いたします。こちらもぜひ

御参会くださいますようお願い申し上げます。

最後に平成30年度の入学式でございますが、小学校が4月6日金曜日、中学校は4月9日月曜日にそれぞれ挙行予定でございます。新入生391名、中学生新入生357名を予定しております。

以上でございます。

教 育 長 以上、報告は終わりました。質問等ございましたらお願いいたします。  
よろしいですか。

それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第11号、福生市いじめ防止対策基本方針の改定についてを議題といたしますが、日程第4、議案第12号と内容に関連がありますので、一括して事務局より説明いたしますので、御了承いただきたいと存じます。なお、採決につきましては、1件ずつ採決をさせていただきます。

参事より内容の説明をお願いいたします。

参事兼教育指導課長 それでは、議案第11号、福生市いじめ防止対策基本方針改定及び議案第12号、福生市教育委員会いじめ問題対策委員会設置要綱の制定について、提案理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。提案理由でございますが、国の「いじめの防止等のための基本方針」の改定を受けまして、市の基本方針を改定するため本議案を提出するものでございます。

別添資料に概要版と改訂版の冊子をつけてございます。福生市教育委員会は、平成27年3月に福生市いじめ防止対策基本方針を策定し、いじめ防止のための対策を推進してきたところです。概要版をお願いします。A4の横判になってございます。

このたびの改定点は、資料にございます5点でございます。1としまして、いじめの定義の解釈の変更、2点目としまして、いじめの解消を定義、3といたしまして、特に配慮が必要な児童・生徒への対応を明記、4としまして、学校評価の評価項目の位置づけ、5といたしまして重大事態の意味、対応を明記ということでございます。

さらに、A4判の一番下のところでございます。改定後に関連いたしまして、いじめによる重大事態が発生した際には資料にございますように、学校または教育委員会が調査を行うこととなります。そこで万一に備えまして、いじめの重大事態が派生した際、市及び学校の責任により厳正な対応を明確にできるようにするために制定するのが議案12号でございます。

福生市教育委員会いじめ問題対策委員会設置要綱でございます。

また、7ページにお戻りください。こちらにつきましては、全8条から成っているところでございます。第2条の所掌事務として調査、対応策、そして再発防止策の3項目。そして、第3条、組織として8ページ、1枚めくっていただきます。別表にございますような構成員となっております。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

まず、議案第11号のいじめ対策基本方針の改定についていかがでしょうか。説明いたしましたように、5点ほど内容を追加するという改定の趣旨を挙げておりますが、おわかりいただけますか。

よろしいですか。国のいじめ防止対策推進法にのっとって行っておるところでございますが、よろしいでしょうか。

渡 辺 委 員 では、1点だけ。この基本方針の3ページの5番、いじめ解消の(2)の中段あたりに面談等とあるのですけれども、この面談には専門家の先生、カウンセラーとか、そういう方もいらっしゃるのですか。

参事兼教育指導課長 いろいろなケースがございまして、ケース・バイ・ケースで、そういう専門家に関わっていただくというようなこともあろうかと思えます。

以上でございます。

渡 辺 委 員 はい。ありがとうございます。

教 育 長 ほかにございますか。よろしいですか

ないようでございますので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第11号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第4、議案第12号、福生市教育委員会いじめ問題対策委員会設置要綱の制定についてお諮りいたします。

何か御質問等ございますか。

これもよろしいでしょうか。それでは、御意見等ないようでございますので、議案第12号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第5、議案第13号、福生市立学校教科用図書採択要綱の一部改正についてを議題といたします。

参事より内容の説明をお願いいたします。

参事兼教育指導課長 それでは、議案第13号、福生市立学校教科用図書採択要綱の一部改正につきまして、提案理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。提案理由でございますが、調査委員会の設置が不要となる場合の規定を整備する必要があるため本議案を提案するものでございます。

11ページをお願いいたします。福生市立学校で使用する教科用図書の採択は、原則として4年に1度行っておりますが、採択予定年度の文部科学大臣の検定を経た新たな図書の申請がない場合、基本的には前回の検定合格図書等の中から採択を行うこととなります。その際、4年間の使用実績も踏まえつつ、前回の採択における調査研究の内容等を活用することが考えられることから、選定協議会が調査委員会の設置は不要と判断する場合を鑑み、要綱の一部を改正するものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、質疑がないようでございますので質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第13号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第6、議案第14号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正についてを議題といたしますが、日程第7、議案第15と内容に関連がありますので、一括して事務局より説明をいたしますので、御了承いただきたいと思います。なお、採決につきましては、1件ずつ採決をさせていただきます。

教育支援課長 それでは、日程第6、議案第14号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正及び日程第7、議案第15号、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

資料は、就学援助費支給事業実施要綱の一部改正につきましては13ペー

ジに、特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正につきましては19ページになります。

まず、提案理由でございますが、福生市就学援助費及び福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱に規定する学用品費、通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）を国の基準と同額に増額し、新入学制服代を新入学児童・生徒学用品費として増額支給するため支給項目から削除するものでございます。また、就学援助費の新入学児童・生徒学用品費の支給時期を、現行の7月から入学前の3月に支給できるよう規定の整備を行う必要があるため、本議案を提出するものでございます。

次に、改正の内容につきまして、資料に基づき御説明申し上げます。

初めに、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について、15ページをお願いいたします。第1条、第2条及び第1号及び第3条中に生徒の次に「次年度入学予定の者を含む」を規定に追加いたします。また、別表第1に規定いたします学用品費を小学生1万1,420円に、中学生2万2,320円に、通学用品費を小中学生2,230円に、校外活動費を小学生1,570円に、中学生2,270円に、入学児童・生徒学用品費を小学生4万600円に、中学生4万7,400円に増額を行うとともに、規定中の「次年度入学予定の認定者または4月1日認定者に対して1回のみ支給」と改めます。支給時期を3月入学前、または4月と改めるものでございます。また、新入学児童・生徒学用品の増額に伴いまして、新入学生制服代を規定から削除いたします。また、給食費の規定につきましては、保護者負担額と改めようとするものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正では、第2条第1号及び第3条第1号中「特別支援学級（通級指導学級）及び特別支援教室を除く」に改めるものでございます。以降、学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童・生徒学用品につきましては、国が定めます基準額に基づきまして支給できるよう金額等を改めるものでございます。なお、給食費につきましても、福生市就学援助支給事業実施要綱と同様に改めるものでございます。

附則といたしまして、この要綱は平成30年4月1日から施行するものでございます。

ページをお戻りいただきまして、17ページ、18ページは別記様式第1号第4条関係、就学援助費特別支援教育就学奨励費受給申請書の様式で、本要綱の一部改正により改めるものでございます。

以上、議案第15号、福生市就学援助費支給事業実施要綱及び議案第16号、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正につきまして、提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。14号、15号とあわせての質疑といたしますので、何か御意見ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

坂 本 委 員 21ページの内容と15ページの内容で、入学児童・生徒学用品の支給金額の欄についてです。これが1万9,900円を2万470円で、15ページは4万600円ということで、先ほど制服代等が入ることだったのですが、こちらの特別支援学級のほうは、制服代は削られるだけでプラスはされないということなのでしょうか。

教育支援課長 特別支援教育就学奨励費につきましては、現在国でも増額という形で検討中ございまして、それに伴って本市も現在の国の基準に合わせた形で増額はいたしておりますが、その就学援助費とあわせまして制服代につきましては削除させていただいております。

教 育 長 よろしいですか。

坂 本 委 員 よくわからなくて教えてほしいのですが、15ページだと金額がかなり増えているのですが、21ページだと増えていないのはどこか別に支給されることになるという意味なのでしょうか。

教育支援課長 特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱中の新入学児童・生徒学用品費の差額分につきましては、国の動向を見させていただきまして、その動きに応じて本市につきましても検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

坂 本 委 員 はい。

教 育 長 よろしいでしょうか。

それでは、議案第14号について原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第7、議案第15号、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正についてお諮りいたします。

議案第15号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することといたします。

続きまして、日程第8、議案第16号、福生市通学援助費支給事業実施要綱の一部改正についてを議題といたします。

教育支援課長より内容の説明をお願いします。

教育支援課長 それでは、日程第8、議案第16号、福生市通学援助費支給事業実施要綱の一部改正につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

資料は23ページをお願いいたします。提案理由でございますが、学校適応支援室に通学する児童・生徒の通学援助費について、通学にかかる交通費の実費を支給することができるよう規定を整備しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、資料に基づきまして御説明申し上げます。25ページをお願いいたします。学校適応支援室に通室する児童・生徒の通学援助費について、現行の制度では通学定期券の価額を支給することとなっておりますが、通学定期を利用して通室する実態が見られないことから、通室にかかる交通費を実費支給することができるよう規定を整備しようとするものでございます。なお、この要綱につきましては、平成30年4月1日から施行いたします。

以上、議案第16号、福生市通学援助費支給事業実施要綱の一部改正につきまして、提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。それでは、ないようでございますので質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第16号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第9、議案第17号、福生市立図書館処務規則の一部改正についてを議題といたしますが、日程第11、議案第19号までの3件につきまし

て内容に関連がありますので、一括して事務局より説明いたしますので御了承いただきたいと存じます。なお、採決につきましては、1件ずつ採決をさせていただきます。

図書館長より内容の説明をお願いいたします。

図書館長 それでは、初めに、議案第17号、福生市立図書館処務規則の一部改正について御説明いたします。

27ページをお開きください。提案理由でございますが、組織改正に伴う規定及び「代決」の規定について整理いたそうとするものでございます。

29ページをお願いいたします。第2条、係の設置中、図書館係を管理係とサービス係に分割いたします。それに伴いまして、第4条、事務分掌を次のとおり改正いたします。管理係には、(5)、図書館のシステム管理に関することを追加し、(6)、図書館協議会に関することを管理係に位置づけました。

改正理由は、平成30年度の予算にも計上させていただきました中央図書館の老朽化に伴う空調設備等調査委託に関しました業務について、将来展望を踏まえた図書館の管理、運営を加味しながらの修繕等がありますことと、脆弱と言われておりました図書館システムの更新時期が来ておりますので、担当係長を配置し、業務遂行をスムーズにするためでございます。また、図書館サービス全般を担当いたしますサービス係では、これまで以上に他課との連携や図書館の社会情勢を踏まえたサービス事業の展開を担当いたします。

30ページをお願いいたします。これまで、「奉仕」という言葉を使っておりましたが、東京都でも「児童サービス」という言葉に移行しておりますので、同上で使用しておりました「奉仕」を「サービス」に改正いたします。

次に、第6条、事案の代決、第1項の「図書館係長」を「管理係長」に改めます。

次に、第6条第2項の削除についてでございますが、31ページから33ページの議案第18号、福生市公民館処務規則及び福生市体育館処務規則の一部改正についてと、35ページから37ページの議案第19号、福生市地域会館処務規程の一部改正についてと提案理由が同様でございますので、一括して御説明させていただきます。いずれも、事案の代決の規定中「館長補佐及び係長が不在となった場合、館長があらかじめ指定する職員がその事案を代決する」としてありますが、そういった事例もなく、福生市事務決裁

規程にもこういった規定がないことから、整合性をあわせるためそれぞれの事案の代決に規定された第2項を削除するものでございます。なお、附則といたしまして、議案第17号、福生市立図書館庶務規則、議案第18号、福生市公民館処務規則及び福生市体育館処務規則の施行日は、平成30年4月1日といたします。議案第19号、福生地域会館処務規程は、訓令であるため施行日は訓令の日からとなりますが、平成30年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。一括して説明しております。おわかりいただけましたでしょうか。

よろしいですか。

それでは、一つ一つ採決をさせていただきます。

お諮りいたします。議案第17号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第10、議案第18号、福生市公民館処務規則及び福生市体育館処務規則の一部改正についてお諮りいたします。

議案第18号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第11、議案第19号、福生市地域会館処務規程の一部改正についてお諮りいたします。

議案第19号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第12、議案20号、福生市副校長補佐嘱託員及び学校経営補佐嘱託員設置基準の制定についてを議題といたします。

参事より内容の説明をお願いいたします。

参事兼教育指導課長 それでは、議案第20号、福生市副校長補佐嘱託員及び学校経営補佐嘱託

員設置基準の制定について、提案理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

39ページをお願いいたします。提案理由でございますが、福生市立学校の副校長の業務負担を軽減する嘱託員を設置するに当たり、基準を整備する必要があるため本議案を提案するものでございます。

副校長補佐あるいは学校経営補佐の配置については、東京都教育委員会が財政支援を行い実施するモデル事業、学校マネジメント強化モデル事業でございまして、副校長補佐あるいは学校経営補佐を配置することにより、副校長の業務軽減を図り、副校長が行う教員の人材育成や地域との連携等を推進するなど、学校マネジメントの強化を図る事業でございます。

本事業において東京都からの補助金を活用し、平成30年、31年度の2カ年、福生第四小学校に学校経営補佐を、福生第一中学校に副校長補佐を嘱託員としてそれぞれ1名任用、配置するための基準を制定するものでございます。

41ページをご覧ください。基準の内容につきましては、業務、勤務日、勤務時間、任用等、全7条で構成しております。この学校経営補佐と副校長補佐の違いは、学校経営補佐が主に学校運営事務のほか地域対応、人材育成等の業務を行うことに対しまして、副校長補佐は主に事務面での業務に当たるということでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

坂 本 委 員 41ページの第3条の規定中なのですけれども、「所属管理職から指示された業務を行うものとする」という表現があるのですが、この場合の所属管理職というのは、どなたのことを言うのでしょうか。

参事兼教育指導課長 これは、校長または副校長ということになります。

坂 本 委 員 そうすると、この補佐の嘱託員の方は副校長の監督の中に入るというふうに考えればいいのでしょうか。

参事兼教育指導課長 基本的にはそうでございます。

坂 本 委 員 それならば結構です。

教 育 長 よろしいですか。ほかにございますか。

よろしいですか。それでは、ないようですので質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第20号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第14、議案第22号、教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定についてを議題といたします。

教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、日程第14、議案第22号、教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定について、提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。

議案書47ページをお願いいたします。提案理由でございますが、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、平成30年度からの教育委員会事務局及び学校その他の教育機関職員の課長補佐以下の職員の任免その他の進退を行うことについて、あらかじめ教育委員会の指示を受けたいため、承認を求めるものでございます。

資料はございません。内容でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では職員の任免に当たっては、教育委員会で行うことになっております。管理職職員につきましては、教育委員会にて提案させていただいておりますが、管理職以外の職員につきましては、その都度臨時で教育委員会にお諮りしなければなりませんことから、教育長が臨時代理として調整等を行い、その後の教育委員会にて御報告させていただきたい旨をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。ないようでございますので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第22号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第15、議案第23号、福生市ふっさっ子の広場事業機構会議委員の委嘱についてを議題といたします。

生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第15、議案第23号、福生市ふっさっ子の広場事業機構会議委員の委嘱についてを御説明いたします。

資料49ページをご覧ください。福生市ふっさっ子の広場事業機構会議委

員の委嘱につきましては、福生市ふっさっ子の広場事業実施要綱第10条第3項の規定に基づき、教育委員会が委嘱するものでございまして、次の者を委員に委嘱したいため本議案を提出するものでございます。同要綱によりまして、委員の定数は12名以内と規定されており、任期は2年以内となっております。このうち教育委員会で委嘱する者としましては、学識経験者4名以内、市民代表2名以内となっておりますが、平成30年3月31日付で学識経験者1名と市民代表1名の方が御意向により退任となりますことから、表に記載されております2名の方を委員として委嘱いたそうとするものでございます。

委員の候補者についてでございますが、学識経験者としまして、現教育委員の加藤孝子氏を、市民代表としまして現社会教育委員の前理恵氏を候補者としております。なお、任期につきましては、平成30年4月1日から任期の末日を他の委員と合わせまして、平成31年3月31日までの1年間となります。

説明は以上でございます。御審議を賜り、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第23号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第16、議案第24号、福生市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

スポーツ推進課長より内容の説明をお願いいたします。

スポーツ推進課長 それでは、日程第16、議案第24号、福生市スポーツ推進委員の委嘱について、提案理由並びにその内容について御説明いたします。

51ページをお願いしたいと存じます。初めに、提案理由でございますが、福生市スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定に基づき、次の者を福生市スポーツ推進委員に委嘱いたそうとするものでございます。なお、任期は、現在の委員の任期が平成30年3月31日をもちまして任期満了となりますことから、新たに平成30年4月1日から平成32年3月31日の2年といたそうとするものでございます。

内容でございますが、新たに委嘱いたすのは飯田忍氏、小口健作氏、沖山健司氏、沖山裕子氏、女屋仁美氏、山本麻利衣氏、篠田直氏、天野涼夢氏の8名が再任でございます。続きまして、五十嵐広治氏、荒井将次氏、阪上孝男氏の3名が新任でございます。計11名の者を委嘱いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

これもよろしいですか。

お諮りいたします。議案第24号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第17、議案第25号、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についてを議題といたします。

教育支援課長より内容の説明をお願いいたします。

教育支援課長 それでは、日程第17、議案第25号、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

資料は53ページをお願いいたします。学校保健安全法第23条第3項の規定に基づきまして、西多摩歯科医師会並びに福生市薬剤師会から次の5名の学校歯科医及び学校薬剤師の推薦がございましたことから、委嘱をさせていただくものでございます。

以上が、議案第25号、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についての提案理由並びにその内容の説明についてでございます。御審議を賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。よろしいですか。

お諮りいたします。議案第25号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第18、報告第3号、教師用指導資料「福生市特別支援教育プ

ログラム」についてを議題といたします。

主幹より内容の説明をお願いいたします。

日程第18 報告第3号、教師用指導資料「福生市特別支援教育プログラム」について、説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の資料、別刷り「報告第3号資料」をお願いします。

本件につきましては、平成29年9月29日の教育委員会定例会において、作成の趣旨、内容等について報告したところです。この度、本市独自の教師用指導資料「福生市特別支援教育プログラム」を作成いたしました。教育委員のみなさまにおかれましては、御多用の中、事前に御指導くださり、本当にありがとうございました。

まず、作成の趣旨についてですが、資料最初のページ、「はじめに」をお願いします。本指導資料のキーワードは、資料中央にある「全教員の理解と実践」です。福生市立学校の全ての教員が、特別支援教育の推進を担う一員であることを理解するとともに、その推進に向けた自身の役割について考えることができるようにすることをねらいとして、作成いたしました。特別支援学級担任やコーディネーター等、特別支援教育を主として担当する教員のみを対象とするのではなく、むしろ通常学級担任等、福生市立学校全ての教員を対象としている点が、本市独自の視点であると考えております。

次に、内容につきましては、2、3ページの「もくじ」をお願いします。大きく7つの章で構成しており、ふっさっ子一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばすために、本市の全ての教員が知っておかなければならないこと等を一冊にまとめております。

特に、第1章「新しい『福生市特別支援教育アクション20』の策定」では、これまでの「福生市特別支援教育推進計画第三次実施計画」が平成29年度で終了することに伴い、平成30年度から平成32年度までの3年間にわたる、新しい特別支援教育アクション20について掲載しました。資料15ページにその体系を、16ページからのオレンジ色の部分には、全ての学校で実施するアクション10を、20ページからの緑色の部分には、教育委員会等におけるアクション10を示し、本市の全ての教員が、特別支援教育に係る3年間の行動計画を理解できるようにしております。

本指導資料は、平成30年4月に、福生市立小・中学校の全ての教員に配布し、市教育委員会主催の研修会はもとより、各校の校内研修等で活用を図ってまいります。

以上です。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

この3年間の特別支援教育の第三次実施計画をやってきたことをきちんと整理をしていただきました。今後、第2期第一次実施計画ということで始まるのですけれども、その辺の背景とか方向性とか、全て計画をつくったところをございまして、ビジュアル的にも大変わかりやすく、全教員の共通理解というのは最も大事なところだと今説明があったとおりののですが、大変重要な資料になろうかと思いますが、何か御意見等ございますか。

特別支援教育については、本当にわかりやすくこれまで第三次実施計画において示し、また設置もしてきたということもございまして、かなりの推進が見られたところをございしますが、よろしいでしょうか。こういった形で今後また説明させていただきますので、御指導方お願いいたします。

それでは、ないようですので質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第3号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第3号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第19、報告第4号、平成30年度福生市学校給食会計予算についてを議題といたします。

学校給食課長より内容の説明をお願いいたします。

学校給食課長 それでは、日程第19、報告第4号、平成30年度福生市学校給食会計予算について説明申し上げます。

議案書は59ページでございます。平成30年度福生市学校給食会計予算につきましては、平成30年2月21日に開催されました福生市学校給食センター運営審議会において承認をいただいております。

恐れ入りますが、61ページをお願いいたします。収入の部でございます。科目、児童・生徒給食費が1億6,384万3,000円で、前年度比1,912万9,000円、率で13.22%の増となっております。これは、平成29年度2学期より開始となった中学校完全給食を平成30年度は通年で実施することによるものでございます。

次に、科目、教職員給食費は1,702万3,000円で、前年度比276万5,000円、率で19.39%の増となっております。こちらも、平成29年度2学期より開始となった中学校完全給食を平成30年度は通年で実施することによるもの

でございます。

次に、科目、過年度分給食費の予算額は96万8,000円で、前年度比96万8,000円の増、率で38.29%の増となっております。新たに過年度分となります生徒給食費を見込み、また収納率の目標を50%としたことによるものでございます。

次に、科目、補助金99万4,000円で前年度比11万円の増、率で12.44%の増でございます。これは、児童・生徒の牛乳代に対し3%分を補助しようとするもので、増額の理由は中学校完全給食の通年実施によるものでございます。

次に、科目、雑収入の10万円で前年度と同額で変更はございません。

次に、科目、繰越金は1,011万1,000円で前年度比591万9,000円の減でございます。こちらは、平成29年度からの繰越金でございます。

以上、収入の部の予算額合計は1億9,303万9,000円で、前年度比1,635万3,000円の増額、率で9.26%の増となっております。

続きまして、支出の部をご覧ください。科目、食材料費は1億8,086万6,000円で、前年度比2,101万円、率で13.14%の増でございます。こちらも中学校完全給食の通年実施による増額でございます。

次に、科目、還付金163万9,000円で、前年度比19万2,000円、率で13.27%の増で、児童・生徒給食費が増額したことによるものでございます。

次に、予備費1,053万4,000円、前年度対比484万9,000円、率で31.52%の減でございます。こちらは、財源調整でございます。

以上、支出の部の予算額合計は1億9,303万9,000円で、前年度比1,635万3,000円の増額、率で9.26%の増となっております。

以上で説明とさせていただきます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

30年度から通年ということになりますので、増がございますけれども、よろしいでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。報告第4号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第4号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第20、報告第5号、福生市営プールの管理に関する基本協定

書及び年度協定書についてを議題といたします。

スポーツ推進課長より内容の説明をお願いいたします。

スポーツ推進課長 それでは、日程第20、報告第5号、福生市営プールの管理に関する基本協定書及び年度協定書につきまして御説明申し上げます。

報告第5号資料をお願いしたいと存じます。この協定書は指定管理者導入期間にあります5年間の協定書となるものです。福生市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例第7条の規定に基づき、協定の目的、指定期間、業務範囲などを定める基本協定及び指定管理委託料などを定める年度協定を締結するもので、基本協定書等締結することにより相互に協力し、施設の本業務を適正かつ円滑に実施することができるものでございます。

資料の1ページをお願いしたいと存じます。第2条の協定期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日となっております。

次に、2ページ目の第2章以下につきましては、前回と大きな変更がございません。

続きまして、報告第5号-2資料をお願いしたいと存じます。平成30年度年度協定書について御説明申し上げます。この年度協定書は、基本協定書に基づき、施設の管理に係る平成30年度の協定を締結するものでございます。

1ページ目をお願いいたします。第1条は目的で、指定管理委託料を定めることとしております。第2条は、業務内容で基本協定書及び事業計画書の定めるとおりであることを確認することとしており、第3条は指定管理委託料を支払うものとし、第2項は支払い方法でございます。詳細は、恐れ入りますが、次のページ、2ページ目の別紙1の表に記載がございます。

恐れ入りますが、前のページにお戻りいただきまして、次に第4条は備品等の扱い、第5条は議事等の決定、第6条はその他で環境配慮行動への協力を記載いたしております。なお、3ページ目からの別紙2は、市所有の備品一覧でございます。

以上、大変雑駁でございますが、説明とさせていただきます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

坂 本 委 員 例えば、かなり大きな冷夏に今度の夏がなり、プールにあまり人が集まらなかったというような場合は、天災に当たるのでしょうか。

スポーツ推進課長 委員おっしゃるとおり、かなりの冷夏という天災に当たるという考えをスポーツ推進課では持つ考えで対応いたしたいと存じます。

教 育 長 よろしいですか。

坂 本 委 員 はい。

教 育 長 そういう気候の関係もあろうかと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。報告第5号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第5号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第21、報告第6号、平成29年度福生市立学校学校評価についてを議題といたします。

主幹より内容の説明をお願いいたします。

英語教育推進担当主幹 それでは、日程第21、報告第6号、平成29年度福生市立学校学校評価について報告をいたします。

報告第6号資料、水色の表紙の冊子をご覧ください。本学校評価冊子は、学校評価総括表、学校評価計画、学校評価自己評価シート及び学校評価書から構成されています。1ページからの学校評価総括表には各校の学校自己評価の総括、学校関係者評価の総括及びそれぞれの改善策が示されています。

11ページからの学校評価計画、学校評価自己評価シートには学校経営目標、目標達成のための方策、教職員の取組及び児童・生徒の変容、成果に関する指標と数値による自己評価及びその分析、改善策が示されています。

21ページからは、学校評価書本編といたしまして、各学校の学校評価の詳細が記載されています。各学校とも学校経営方針に従って適正に学校が運営されたとの評価でございますが、その中でも課題として挙げられているものには不登校対策、学力向上、地域連携等がございます。今後、各学校におきましては、本学校評価を参考に、平成30年度学校経営方針を策定し、コミュニティ・スクールにおいては、コミュニティ・スクール委員会、すなわち学校運営協議会の承認を受けるなど、各校とも保護者、地域に説明を行ってまいります。

報告は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

例年実施している評価書でございますが、ここで各学校からこのように

報告がありまして、この後、各学校のホームページに上げるということですよ。

英語教育推進担当主幹 はい、そうです。

教 育 長 公表するということでございます。

坂 本 委 員 学校評価書の総括表、学校ごとにあると思うのですがけれども、この中で教育指導課から、これは非常によい取組だ、成果が出たとか、また課題だなど思っているものがあつたら、1つ、2つ紹介してください。

英語教育推進担当主幹 どうしても課題に目が行ってしまうのですが、課題といたしましては、基礎学力向上のための東京ベーシック・ドリルの活用というのがいま一つという評価です。要するにA評価がついていない学校が散見されます。こうした地道な取組が最終的な学力向上につながっていくことを考えますと、日々のこうした地道な取組を今後、新しいことというよりも、まず地道な取組をしっかりとやっていただくということ、これがまず最初の課題になると考えているところでございます。

以上です。

教 育 長 よろしいですか。

坂 本 委 員 ベーシック・ドリルの活用があまり進んでいないところがあるということですがけれども、それは不要という意味なのでしょうか。それとも時間がないとか、そういう別の理由なのでしょうか。

英語教育推進担当主幹 本市教育委員会から、この東京ベーシック・ドリルの活用については、常日ごろから活用するよという指導をしているところでございまして、各学校では不要だという認識はないと思っております。恐らく時間がないとか、もう少し効果的な活用の方法をしっかりと考えていく必要があると考えているところでございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

坂 本 委 員 ベーシック・ドリルを余り活用していないから評価が低いということではないと思うのです。それぞれの学校が自分たちの子どもたちの実態に合わせた形で指導してくれていると思います。ですから、評価の見方についても、それぞれの学校の何か特色が出るように書いてもらえばいいと思いますし、ベーシック・ドリルをよく使ったか使わないかという評価項目そのものが妥当であったかどうかというのは、また校長会とも相談しながら、今後も工夫してもらえたらと思います。よろしく願います。

英語教育推進担当主幹 承知いたしました。

教 育 長 よろしいですか。ほかにもございますか。

また、気づかれましたら、その都度御指導を事務局にいただければと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、お諮りいたします。報告第6号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第6号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第23、報告第8号、学校支援コーディネーターの委嘱についてを議題といたします。

生涯学習推進課長より内容の説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第23、報告第8号、学校支援コーディネーターの委嘱について御説明いたします。

資料73ページをご覧ください。この委嘱につきましては、福生市学校支援地域組織事業実施要綱第3条第3項の規定に基づき実施するもので、学校支援コーディネーターにつきましては、配置する学校長が推薦するものとし、教育長が委嘱することとなっております。

今回の委嘱につきましては、第二小学校、第五小学校は、平成30年度よりコミュニティ・スクールになることから、また第三小学校につきましては、平成31年度よりコミュニティ・スクールとなる予定でございまして、平成30年度よりコミュニティ・スクール準備委員会を設置することに伴いまして、学校からの申し出により学校支援コーディネーターを増員するものでございます。なお、第四小学校の3名の方につきましては、再任でございまして。

それでは、このうち新任の方について御紹介いたします。表の一番上、第二小学校の五十嵐康子様でございますが、元第二小学校PTA副会長でございます。次に、同じく第二小学校の北島浩子氏でございますが、現社会教育委員でございます。次に、同じく第二小学校の永田理恵子氏でございますが、元第二小学校PTA副会長でございます。

続きまして、第三小学校の阿南育子氏でございますが、元福生市議会議員でございます。

最後に、表の一番下、第五小学校の小林菊江氏でございますが、現第五小学校のPTA副会長でございます。

任期につきましては、要綱により2年以内となっております。今回委嘱する方につきましては、平成30年4月1日から任期の末日を他の学校支

援コーディネーターに合わせまして、平成31年3月31日までといたしております。

説明は以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

これは、確認ですけれども、この方たちが追加ということで、やめた方はいらっしゃらないということでしょうか。

生涯学習推進課長 平成29年度途中におきまして1名やめた方がいらっしゃいます。第二小学校です。

教 育 長 第二小学校で退任された方がいらっしゃるとのことですね。

生涯学習推進課長 はい。

教 育 長 そういうことですね。承知しました。

よろしいでしょうか。現任の方もこれ以外にたくさんいらっしゃるわけでございます。

よろしいでしょうか。それでは、お願いいたします。

お諮りいたします。報告第8号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第8号は報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第24、その他報告事項について説明をいたします。

その他報告事項1といたしまして、平成30年度組織改正について、教育総務課長より内容の説明を願います。

教育総務課長 それでは、日程第24号、その他報告のうち平成30年度組織改正につきまして御説明を申し上げます。

資料は、77ページをお願いいたします。新たな行政ニーズ及びさまざまな行政課題への対応並びに効率的な業務執行の体制を整備するため、平成30年4月1日付で組織改正が行われる予定でございます。1の組織改正の要点でございますが、行政管理課の設置、都市建設部参事及び再開発支援担当主幹の設置、総務部主幹の廃止、福祉保健部健康課に子育て世代包括支援センター系の設置などございまして、組織改正部署は資料に記載のとおりでございます。

79ページをお願いいたします。(7)の教育部では、まずアとイでございますが、業務量の増加を見込みまして、教育総務課学校施設係及び学校給食課給食運営係に重要施策要員が各1名配置される予定でございます。

80ページをお願いいたします。ウの中央図書館では組織効率を高め、多様な利用者ニーズに対応するため、図書館係を図書館システムや施設管理を行う管理係と窓口サービス等に従事するサービス係に分割するものでございます。

81ページ以降は、福生市全体の組織の新旧対象表となります。教育部につきましても、86ページに記載がございます。改正後の組織職員数は76名と変わりませんで、総職員数は重要施策要員2名を足しまして78名となります。福生市全体では正規職員は380名から388名になりまして、8名の増員となるものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 説明は以上でございますが、何か質疑等ございますでしょうか。  
よろしいですか。

では、続きまして、その他報告事項2でございますが、平成30年度図書館特別整理日の実施について、図書館長より報告願います。

図 書 館 長 それでは、報告事項の2、平成30年度図書館特別整理日の実施について御説明させていただきます。

87ページをご覧ください。平成30年度の図書館特別整理日は、平成30年10月16日火曜日から10月21日日曜日の10日間を予定してございます。前半の6日間は中央図書館を閉館いたしまして、後半の3日間は各分館を閉館いたしまして、市内の図書館全館が閉館しないような形をとらせていただいております。なお、中央図書館の2階学習室と郷土資料室は午前10時から午後5時までを開室する予定でございます。作業内容は、資料のとおりでございます。図書館運営規則第4条、休館日の第4項の規定にのっとり告示及び広報等で周知いたします。また、この時期に特別整理日を御報告いたしますのは、平成30年5月から10月までの図書館カレンダーを作成することもありまして御報告させていただいております。

以上で説明とさせていただきます。

教 育 長 以上でございますが、御質問等ございますか。  
よろしいですか。

事務局からその他報告事項、以上でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、ないようでございますので、その他報告事項の説明を終わります。

ここで先ほど日程についてお諮りいたしました、日程第13、議案第21号、

福生市教育委員会管理職員の人事異動について及び日程第22、報告第7号、福生市立学校教職員の人事異動についてを公開しない会議といたしますので、これからは公開しない会議となります。

関係者以外の方は御退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。